

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項の規定に基づき、平成29年9月29日付けで発行した福祉手帳の交付決定処分のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級への変更を求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

以前は2級の手帳であったにもかかわらず、現在の手帳は3級となっている。今の方が、身体的にも異常があつて、大変で、別の所の診察予定のほか、訪問看護やヘルパーさんの利用もあり、具合が悪い。自分自身でも、異常な行動を取ることがあるなど、精神的にも身体的にも変化があり不安定である。2級でもない気がする。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年4月16日	諮問
平成30年5月25日	審議（第21回第3部会）
平成30年6月27日	審議（第22回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に福祉手帳の交付を申請することができる旨を規定し、同条2項は、都道府県知事は、福祉手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に福祉手帳を交付しなければならない旨を規定している。
- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条では、別紙2のとおり、「障害等級」及び「精神障害の状態」について規定している。
- (3) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、

「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の2つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。））。

(4) そして、法45条1項及び法施行規則23条1号によれば、福祉手帳の交付申請は、医師の診断書等を添えて行うこととされていることから、上記(3)の総合判定は、本件診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうかを検討する。

(1) 機能障害について

ア 本件診断書には、主たる精神障害として「うつ病 ICDコード（F32）」（別紙1・1）が記載されている。

主たる精神障害である「うつ病」は、判定基準の「気分（感情）障害」に該当する。

そして、判定基準によれば、「気分（感情）障害」による機能障害について、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを

持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

イ これを請求人についてみると、本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄（別紙1・3）には、「幼少期より自分の気持ちを家族に話すことができず、自分の中にとじこもり時々激しく爆発する。17才で結婚、1児をもうけるも19才で離婚。H13年再婚。子供2人目をもうけるも、子供たちは施設入所。H15年母子寮を利用する。その頃より退職、治療開始。H16年時〇〇クリニック通う。H20年2月22日より当院通院開始」と記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄（別紙1・4）には、「抑うつ状態（易刺激性・興奮、憂うつ気分、その他（不安、不眠）、精神運動興奮及び昏迷の状態（興奮、拒絶）、情動及び行動の障害（暴力・衝動行為、食行動の異常）、てんかん発作等（けいれん及び意識障害）（意識障害）」と記載され、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別紙1・5）には、「不眠、不安、抑うつ感、意欲低下など続いており、日常生活の多くの部分で支障をきたす」と記載され、検査所見欄には、「特記すべきない」と記載されている。

そして、「現在の生活環境」欄（別紙1・6・(1)）には、「在宅（家族等と同居）」とした上で、生活能力状態の「具体的程度、状態像」欄（別紙1・7）には、「症状不安定の為、日常生活の多くの部分で援助が必要となる」とされ、その記載内容は、現在の「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別紙1・5）と矛盾はない。なお、就労状況については記載がない。

これらの記載によれば、請求人は精神疾患であるうつ病を有し、その状態としては、抑うつ気分、意欲低下などの抑うつ状態に相当する気分（感情）の障害が認められるが、それ

らの程度について具体的な記載は認められない。

そうすると、請求人の症状は、病状の著しい増悪、顕著な抑制、激越等の重篤なものに至っているとまでは認められない。

したがって、請求人の機能障害の程度は、判定基準等によれば、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」（2級）とまでは認められず、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、障害等級3級に該当すると判定するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙1・6・(3)）では「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」と記載されている。この記載のみからすると、留意事項3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね1級の区分に該当するともいえる。

そして、「日常生活能力の判定」欄（別紙1・6・(2)）では、判定基準において障害等級3級該当とされる「おおむねできるが援助が必要」が1項目、障害等級2級該当とされる「援助があればできる」が7項目とされている。さらに、「6の具体的程度、状態像」欄（別紙1・7）には、「症状不安定の為、日常生活の多くの部分で援助が必要となる」と記載されているが、日常生活等の場面において、どのような援助をどの程度提供されているかについての記載はない。また、「現在の生活環境」欄（別紙1・6・(1)）には、「在宅（家族等と同居）」と記載されており、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙1

・ 8) には「訪問指導等、生活保護」と記載されている。

以上の事実からすると、請求人においては、日常生活については訪問指導等を受けながら、家族とともに在宅生活を維持しており、上記(1)の機能障害の状態を踏まえると、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えない程、症状が著しいとまでは認められない。

したがって、請求人の活動制限の程度は、判定基準等によれば、障害等級のおおむね2級程度には至っておらず、おおむね3級程度に該当すると判定するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(2級)に至っているとは認められず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 なお、請求人は、上記第3のとおり、本件処分の違法又は不当を主張しているが、前述(1・(4))のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当である(2・(3))ことから、請求人の主張に理由はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 及び別紙2 (略)